

広陵町子ども医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広陵町子ども医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとするときは、医療の助成対象となる者が乳幼児にあっては子ども医療費受給資格証交付申請書（第1号様式。以下「乳幼児受給資格証交付申請書」という。）に、医療の助成対象となる者が就学児にあっては子ども医療費受給資格証交付申請書（第1号様式の2。以下「子ども受給資格証交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証（以下「保険証」という。）
- (2) 対象者及び子どもの住所を明らかにする書類

(3) 対象者の前年（第9条第1項で定める始期の日が1月1日から7月31日までの間にある場合は、前々年）の所得額を明らかにする書類

2 子ども医療費助成の実施について、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を介して地方税関係情報を取得する際は、子ども医療費助成における個人番号利用に関する同意書（第2号様式）により本人（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第6項に規定する「本人」をいう。）の同意を得ることとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、乳幼児受給資格証交付申請書又は子ども受給資格証交付申請書に添付すべき書類の内容等が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（証明書の交付）

第4条 乳幼児受給資格証交付申請書又は子ども受給資格証交付申請書を受理した町長は、その内容を審査し、条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定により、乳幼児については乳幼児医療費受給資格証（第3号様式。以下「受給資格証」という。）を、就学児については子ども医療費受給資格証（第3号様式の2。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を附し、子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書（第4号様式）

を交付するものとする。

(町長が定める助成金交付額)

第5条 条例第3条第1項第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は国民健康保険法及び社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 外来療養である場合 500円

(2) 入院療養である場合 1,000円

ただし、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

(支給申請)

第6条 条例第3条の規定による対象者が助成金の支給を受けようとするときは、速やかに子ども医療費助成金支給申請書(第5号様式)に基づき、町長に申請しなければならない。

(支給方法)

第7条 町長は、奈良県国民健康保険団体連合会からの診療に係る国民健康保険法及び社会保険各法の規定によって対象者が負担した額(以下「自己負担額」という。)その他助成金の算定に必要な事項の通知により、条例第3条に規定する範囲内で対象者に助成金を支給するものとする。ただし、奈良県外で受けた医療若しくは受給資格証の提示によらない医療の場合は、医療を受けた月を単位として、医療機関(入院・外来・医科・歯科・調剤・療養費)ごとの子ども医療費助成金交付請求書(第6号様式。以下「請求書」という。)に領収書その他国民健康保険法及び社会保険各法の規定によって対象者が負担した額(以下「自己負担額」という。)を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて診療月の翌月1日から10日(土曜日、日曜日及び祝日(国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に該当する場合はその前の平日）までに町長に提出し、助成金の請求をしなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、対象者に次に掲げる給付等の額を証する書類を提出させるものとする。ただし、対象者の同意を得たときは、その提出を省略し、町長が給付等の額を調査し、及び確認する。

- (1) 高額療養費及び高額介護合算療養費として支給される額
- (2) 法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び国の補助に基づき給付を受ける額があるときは、その給付の額
- (3) 社会保険各法の規定による付加給付を受けることができるとときは、その給付の額

3 町長は、第1項の規定により請求書等を受理したときは、その内容を審査し、助成金を対象者に支給するものとする。助成金の支給は、請求書等を受理した日から原則2月以内の末日の平日（12月は25日）とし、末日が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、その前の平日とする。ただし、前項の規定に該当した場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、対象者の死亡等により支給することができないときは、町長が定める者に支給する。

5 助成金の支給状況を明らかにするため、子ども医療費給付台帳を備えるものとする。ただし、子ども医療費給付台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用する場合にあっては、当該記録を入力することによって、その内容に応ずる給付台帳とみなす。

6 助成金の支給は、第9条に定める受給資格証の有効期間内に受

けた医療について行うものとする。ただし、第3項の請求が医療を受けた医療機関等に自己負担額を支払った日の翌日から起算して5年を経過して行われたときは、受給資格証の有効期間内に受けた医療であっても助成金を支給しない。

(過誤調整)

第8条 町長は、前条により支給した助成金に条例第3条第1項各号に掲げる額を控除していないことが判明したときは、対象者に対し、控除すべき額の返還を求めるものとする。ただし、その対象者に対して概ね2月以内に新たに支給すべき助成金があるときは、その助成金と相殺するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、受給者の加入する国民健康保険法及び社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者から高額療養費等の受領に関する委任を受けたときは、保険者から高額療養費等の支払いを受けることができる。

3 第1項の規定による助成金の徴収は、期限を指定して心身障がい者医療費助成金返還通知書（第7号様式。以下「助成金返還通知書」という。）に納付書を添えて行うものとし、返還を命ぜられた対象者がその指定期限までに返還命令額を納付しない場合において、その対象者に対し新たに支給すべき助成金があるときは、その助成金と相殺するものとする。

(受給資格証の有効期間等)

第9条 受給資格証の有効期間の始期は、受給者が広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月条例第22号）又は広陵町心身障がい者医療費助成条例（昭和48年9月条例第30号）の規定による助成を受けることができる場合を除き、出生及び転入等により本町に住所を有することとなった日とし、終期は、乳幼児医療費受給資格証にあっては乳幼児が6歳に達した日以後の

最初の3月31日、子ども医療費受給資格証にあっては就学児が15歳に達した日以後の最初の3月31日とする。

- 2 町長は、乳幼児医療費受給資格証の有効期間の終期において、条例第2条第4項の助成要件の確認を行い、当該要件が継続していると認めるときは、第3条の申請を省略し、その年の4月1日から就学児が15歳に達した日以後の最初の3月31日までを有効期間とする子ども医療費受給資格証を交付することができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における受給資格証の有効期間の終期は、当該各号に定める日とする。
 - (1) 受給者が他の市区町村に転出した場合 本町に住所を有しなくなった日（以下「転出日」という。）とし、転出日に他の市区町村に住所を有することとなった場合は、転出日の前日
 - (2) 受給者が死亡したとき 死亡の日
 - (3) 受給者が国民健康保険法及び社会保険各法に基づく被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した前日
 - (4) 受給者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定を受けた場合 当該決定により保護を受けることとなった前日
 - (5) 受給者が広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例又は広陵町心身障がい者医療費助成条例の規定による助成を受けることができることとなった場合 当該助成を受けることとなった日の前日
- （調査）

第10条 町長は、前条各項に規定する期間中において、第3条第1項の規定による申請をした後の対象者の状況について、対象者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。こ

の場合において、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。

(受給資格証の再交付)

第11条 対象者は、受給資格証を破損し、又は紛失したときは、受給資格証再交付申請書（第8号様式）により町長に再交付を申請することができる。

- 2 受給資格証を破損した場合における前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。
- 3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(届出)

第12条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証及び届出の事由を証する書類を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 医療費の助成を受ける口座を変更するとき 子ども医療費助成金支給口座変更届（第9号様式）
- (2) 対象者又は子どもが住所又は氏名を変更したとき 住所・氏名変更届（第10号様式）
- (3) 子どもの医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じたとき 加入医療保険変更届（第11号様式）
- (4) 子どもの死亡等により、助成を受ける資格を喪失したとき 資格喪失届（第12号様式）

2 町長は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類に添付すべき書類の内容等が公簿等によって確認することができときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 助成金の支給事由が第三者の行為によって生じたもので

あるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに町長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第14条 町長は、条例第7条及び第7条の3に該当することを確認したときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。助成金の返還については、期限を指定して助成金返還通知書に納付書を添えて行うものとし、返還を命ぜられた対象者がその指定期限までに返還命令額を納付しない場合において、その対象者に対して新たに支給すべき助成金があるときは、その助成金と相殺するものとする。

（受給資格登録の停止）

第15条 町長は、条例第7条の2に該当する者であることを確認したときは、受給資格登録停止通知書（第13号様式）を交付するものとする。

2 町長は、前項により通知を受けた者が同条に該当しなくなったことを確認したときは、受給資格登録停止解除通知書（第13号様式の2）を交付しなければならない。

（受給者台帳の整備）

第16条 町長は、受給者について子ども医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならぬ。ただし、子ども医療費受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確實に記録し、これを適正に管理及び利用する場合にあっては、当該記録を入力することによって、その内容に応ずる受給者台帳とみなす。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。